

福島原子力発電所の処理水放出に対応した  
韓国当局からのバラスト水管理に関する要請

2023年8月25日

福島原子力発電所からの処理水放出に対応して、放射性物質を含む可能性のあるバラスト水が韓国海域内へ流入するのを防止するために、以下の対策を実施する。

発効日：2023年8月24日以降、本措置は土日、夜間、休日を問わず、例外なく適用される。

規制の対象となる船舶：東日本沿岸部の青森県、岩手県、福島県、宮城県、茨城県、千葉県にある港でバラスト水を取り込んだ後に、大韓民国の港に入港する船舶。

1. 日本の6県（青森、岩手、福島、宮城、茨城、千葉）にある港でバラスト水を取り込んだ後、韓国に入港しようとする船舶

必要な措置：韓国の港に入港する24時間前にバラスト水報告書を提出すること（バラスト水の取水、処理、排出等の管理に関する内容を含む）。入港手続きに必要な書類の提出を本船に求める際には、現地代理店による案内があり、その内容はPORT-MISに入力される。

- バラスト水報告書を偽造したり、BWMS（バラスト水処理装置）の運転記録に不正な入力をした場合、「バラスト水管理法」に従い拘留または過失による過怠金につながる可能性がある。
2. 日本の東部6県でバラスト水を取り込んだ後、韓国海域でバラスト水の排出を予定している船舶

必要な措置：韓国の港に入港する前に、韓国の管轄水域外\*でバラスト水を交換すること。（\*津軽海峡を通過するなど北に向かう場合は、津軽海峡を通過してから東経135度30分までの間に交換作業を行うこと。関門海峡を通過するなど南に向かう場合は、北緯34度35分から東経132度30分の間で行うこと。）

- 地方海事水産事務所の職員が、バラスト水交換の有無を確認するために船上検査を行う。バラスト水1リットルを採取し、放射能測定器を用いて放射能検査を実施する。この検査には約1時間かかる。検査合格後、バラスト水の排出が許可される。バラスト水交換が行われていない場合、または検査結果が陽性の場合は、バラスト水の排出は禁止される。
3. 日本の東部6県でバラスト水を取り込んだ後、韓国海域でバラスト水を排出する予定のない船舶

必要な措置：バラスト水を排出していないことを証明するデータを、出港の1時間前までに管轄の地方海事水産事務所の担当者に電子メールで提出すること。

証拠となる書類は以下のものを含む：

- バラスト水記録簿
  - ログブック
  - BWMS 運転記録
  - バラスト水タンク容量（写真）
- 関連する地方海事水産事務所は出港前に提出された書類を確認し、排出していないことを確認する（必要であれば船上調査が行われる）。出港は、バラスト水の状態が確認された後にのみ許可される。



\*\* 上記のうち実施 1 および 2 は、福島原子力発電所からの処理水の放出に先立ち、既に全ての船舶に義務付けられているバラスト水の報告および外洋でのバラスト水交換の要件と概ね変わらない。ただし、2 については、東日本の 6 県に位置する港を出港する船舶のバラスト水交換に関して地域を明記するという追加されている。